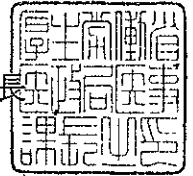




医政医発第 0331001 号
平成 20 年 3 月 31 日

各 地 方 厚 生 局 長 殿

厚生労働省医政局医事課長



研修医の募集定員数の適正化について

平素より、厚生労働行政の推進、特に医師臨床研修制度の円滑な実施にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、臨床研修病院等における研修医の募集定員数については、昨年 5 月にまとめられた政府・与党の「緊急医師確保対策について」において、「大学病院を含む医師臨床研修病院の臨床研修制度の在り方や定員の見直し等を行うことにより、都市部の病院への研修医の集中の是正に取り組む」とされてきたところであり、また、昨年 12 月の医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の報告書において、「現在、医学部卒業生数に対し過剰ではないかと指摘されている研修医の募集定員数について、研修体制の質を確保・向上する観点から、臨床研修病院の指定基準の見直しなどを行い、その総数について調整すべきである。なお、調整に当たっては、研修医の地域毎のバランスが図られるよう配慮する必要がある。」とされているところである。

このことから、本年 4 月 1 日施行の「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」において、研修医の募集定員数の変更をプログラム変更と位置付けるなどの改正を行ったところであり、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 20 年 3 月 26 日付け医政発第 0326002 号。）に加え、下記の取り扱いをすることとしたので、各病院の実情にも留意の上、貴管内の臨床研修病院等の研修医の募集定員数の適正化について指導されたい。

なお、本通知については、文部科学省高等教育局医学教育課と協議済みであることを申し添える。

記

1. 経過措置を廃止し、平成 21 年 4 月から、受け入れる研修医の数の上限については、当該病院の病床数を 8 で除した数から 10 で除した数に改めること。（8 床 → 10 床）

2. 原則として、当面の間、臨床研修病院の新規指定や研修医の募集定員の増員は認めないこととする。
3. 原則として、人口10万対医師数が全国値を上回る二次医療圏にある臨床研修病院（単独型・管理型）においては、2年以上にわたり研修医の受入のない場合は、単独型或いは管理型臨床研修病院としての指定を取り消すこと。
4. 研修プログラムに定められていない病院等で研修医が診療を行った場合など、研修体制に不適切な事例があった場合、原則として翌年度以降の募集定員数を減員すること。
5. 研修医の募集定員数が多い都道府県にある臨床研修病院等については、募集定員数の適正化を図ること。特に研修医の採用数が多くかつ医療施設に従事する医師数が多い都道府県にある臨床研修病院等については、その削減に努めること。